

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター
095 - 824 - 0999

見守り 新鮮情報 第110号

事例1 地震で屋根瓦が落ちてしまった。訪問してきた業者に**屋根のふき替え工事**を勧められたが、**高額**なので**断っていた**。しかし、1日に3～4回訪問され、「判を押せ」と**せかされて**、契約してしまった。工事日も決まっていないのに「**内金30万円**をすぐ入れるように」と言われた。**クーリング・オフ**したい。(当事者：70歳代 女性)

事例2 義父が、**突然**訪問した業者に**屋根のシート掛け**の補修を勧められ、**約30万円**を**全額前払い**で支払った。あとで確認したところ、**薄いビニール**をテープで貼り付けただけの**ずさんな内容**だった。
(当事者：60歳代 男性)



あわてないで！ 震災に便乗した屋根修理サービス

ひとこと助言

その場の契約は
やめよう



見守るくん

- 震災後、屋根の修理サービスに関する相談が多く寄せられています。
- 「早く工事しないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明せずに工事をして高額な請求をしたりするケースが見られます。
- 勧誘されてもその場ですぐに頼まず、工事の内容や費用についてよく確認した上で、家族などに相談したり複数の業者から見積もりをとったりして、十分に検討することが必要です
- 訪問販売で契約した場合、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であれば、たとえ工事が終わっていてもクーリング・オフが可能です。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。